

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	臨時的保育施設支援事業	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の保育・児童福祉施設等に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な保育サービスの提供に資する。 ②光熱水費や食材費の物価上昇相当分 ③認定こども園 1,000,000円 認可保育所 500,000円 小規模保育所、事業所内保育所 150,000円×4施設＝600,000円 ④市内保育施設 合計:6施設	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	臨時的医療施設支援事業	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の医療施設等に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な医療サービスの提供に資する。 ②光熱水費や食材費の物価上昇相当分 ③○病院(1施設)3,260,000円 ※基準額1,000,000円＋入院病床1床ごとに50,000円加算(病床除く)＋透析ベッド1床ごとに30,000円加算 ○有床診療所(3施設)2,300,000円 ※基準額200,000円＋入院病床1床ごとに5万円加算(病床除く) ○無床診療所 200,000円×11施設＝2,200,000円 ○歯科診療所 100,000円×12施設＝1,200,000円 ○薬局 50,000円×13施設＝650,000円 ④市内医療施設 合計:40施設	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	臨時的障害福祉施設支援事業	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の障害福祉施設に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的な障害福祉サービスの提供に資する。 ②光熱水費や食材費の物価上昇相当分 ③○通所系・訪問系事業所等 50,000円 × 15事業所＝750,000円(39名以下) 150,000円 × 2事業所＝300,000円(40名以上) ○入所施設(定員規模に応じて150,000円～500,000円で設定) 75,000円×2事業所＝150,000円(17名以下) 250,000円×2事業所＝500,000円(30名以上49名以下) 400,000円×1事業所＝400,000円(50名以上79名以下) ④市内障害福祉施設 合計:22施設	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	臨時的介護保険サービス事業所支援事業	①依然として物価高騰の影響を受けている事業者のうち、市内の介護保険サービス事業所に対して、物価上昇相当分を支援するための給付金を支給し、安定的なサービスの提供に資する。 ②光熱水費や食材費の物価上昇相当分 ③○通所・訪問事業所等 50,000円 × 19事業所＝950,000円(39名以下) 150,000円 × 2事業所＝300,000円(40名以上) ○入所施設 75,000円 × 2事業所＝150,000円(17名以下) 150,000円 × 11事業所＝1,650,000円(18名～29名) 250,000円 × 1事業所＝250,000円定(30名～49名) 400,000円 × 2事業所＝800,000円定員(50名～79名) 500,000円 × 6事業所＝3,000,000円(80名以上) ④市内介護福祉施設 合計:43施設	R7.4	R8.3